

## 平成21事務年度 主要行等向け監督方針<sup>1</sup>

主要行等向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「主要行等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①リスク管理と金融システムの安定、②円滑な金融仲介機能の発揮、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、主要行等の監督にあたることとする。

なお、本監督方針は、21年8月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

### 1. 金融危機の経験と今後の金融監督の基本的考え方

昨事務年度は、サブプライムローン問題に端を発する国際的な金融市場の混乱が、米国大手金融機関の破綻を契機として危機的様相を呈するに至り、その影響は金融市場にとどまらず、我が国の実体経済を含めた世界経済全体に及ぶ一年となった。

本監督方針策定時点において、景気は、厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる。しかしながら、中小企業<sup>2</sup>をはじめとした銀行の顧客を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。また、我が国の金融セクターは、これまで海外に比べ相対的に健全性を保持してきたが、内外の金融市場の混乱や実体経済の悪化は、21年3月期決算にみられるように、銀行経営にも株式を中心とした有価証券保有に係る損失や不良債権処分損の拡大という形となって影響を及ぼしているところである。

こうした状況の中、昨事務年度においては、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえながら、金融危機への対応に取り組んできたところであるが、そうした取組みの中で、ベターレギュレーションの重要性が再認識された。

したがって、本事務年度の監督行政においても、その運営に当っては、ベターレギュレーション(金融機関との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等)を基本に据え、その一層の定着・進化を図ることとする。その際、以下の点に特に留意する。

- ① 各金融機関においては、将来を見据えた経営課題の認識と、経営陣による適切なリーダーシップの下での積極的な経営改善や適切かつ責任ある経営判断が期待される。このため、当局としては、従前にも増して、(イ)個々の金融機関や金融システムに内在するリスクを早期に発見するリスク感応度の高い行政(ロ)顧客保護や利用者利

<sup>1</sup> ここで「主要行等」とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行を指す。

<sup>2</sup> 「中小企業」には、零細企業を含む。

便の一層の向上に向け国民の目線・利用者の立場に立った行政(ハ)短期的な対応にとどまらず、国際的議論の動向も十分把握しつつ環境変化を展望し、中長期的な対応も並行して行う将来を見据えた行政(ニ)率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。

- ② 検査部局、証券取引等監視委員会及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
- ③ 専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に取り組むとともに、金融知識の一層の普及に努める。

## 2. リスク管理と金融システムの安定

主要行等をはじめとする我が国の金融セクターは、国際的な金融市場の混乱や実体経済の悪化により、株式を中心とした有価証券保有に係る損失や不良債権処分損の拡大などの影響を受けている。

このような状況の下で、主要行等が、金融仲介機能を十全に発揮し続けるためには、適切な経営管理(ガバナンス)の下、強固で包括的なリスク管理を徹底させることが必要であり、それがひいては金融システムの安定にも寄与することとなる。当局としては、従前にも増して、リスク感応度を高めながら、特に以下の点に留意し、各行の自主的な取組みを促していくこととする。その際、リスクテイクとリスク管理の適切なバランスの確保が重要な現在の経済状況に鑑み、借手企業に対する円滑な資金供給の確保と、金融機関自らの財務の健全性の維持とが両立する状況を目指していく。

### (1) リスク管理・財務基盤の強化

- ① 経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、マクロ経済情勢・市場環境等自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望し、ストレステストをはじめとした適切なリスク管理が遂行されているかについて検証する。その際、各行が行ったストレステスト等のリスク管理の結果を基に、それぞれのリスクの特性や経営上の課題について、主要行等と深度ある双方向の議論を十分に行う。
- ② 主要行等が有するリスクのうち、株式は大きなウェイトを占めていることから、直接保有する株式及びETFを含む投資信託並びに退職給付信託をはじめとした年金資産のそれぞれに内在する株価変動リスクについて、市場の変動に応じて発生する損益や自己資本への影響を的確に把握し、リスクが顕在化した場合の財務面での耐性を含め適切に管理しているかについて検証する。
- ③ 自己資本は積極的なリスクテイクの基盤であるとともに市場の信認の基礎であることを念頭に、国際的な議論の動向も踏まえ、将来のストレスに対する実質的な耐性を高める観点から、自己資本の充実に向けた取組みを促していく。

### (2) グループ化や国際展開への対応

- ① 大手金融グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている一方で、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。このため、大手金融グループの監督に当たっては、グループ全体として総合的なリスク管理態勢が適切に整備されているか、利益相反の管理や顧客情報の取扱い等に関

しても、経営陣が主体性をもって適正な内部管理態勢を構築しているか、等について重点的に検証する。

- ② 海外経済の急速な悪化に伴い、非日系与信のリスク管理の重要性が高まっていることから、各金融機関において、海外店を含めた総合的なリスク管理態勢が整備されているか等、海外拠点の監督にも注力する。その際、必要に応じ、海外当局との連携を図る。

### (3) 金融システムの健全性

上記のような個別行レベルでの対応とともに、マクロ経済や金融市場の動向と金融仲介機能や銀行財務の健全性との間にある強い相関関係を認識し、金融市場における取引実態を踏まえ、日本銀行と十分に連携しつつ、リスクの集中状況や波及経路等を注視すること等を通じて、金融システム全体が持続的・安定的に発展することが見込めるかという視点からの洞察にも努める。特に、金融システムにおいてその動向が大きな影響を有する主要行等については、重点的に、こうした観点からの分析や対応に努めることとする。

なお、国際的には、今般の金融危機を通じて、例えば、経済リスク資本に基づく資本配賦運営やリスク量制御といったこれまでの統合リスク管理上の方法についての有効性など、金融機関におけるリスク管理の在り方が再考され始めている。こうした現状に鑑み、リスク管理の在り方について、主要行等との深度ある双方向の議論及び共通認識の形成に努める。

## 3. 円滑な金融仲介機能の発揮

### (1) 中小企業をはじめとする企業金融の円滑化

昨事務年度においては、企業金融の実態把握に努めつつ、当庁を含め政府全体で金融円滑化に向けた諸施策を講じてきたところであるが、中小・中堅企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は引き続き厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。

こうした中、当局としては、以下の点に重点をおいた取組みを進めていく。

- ① 中小企業金融に関するアンケート調査を引き続き実施するとともに、金融円滑化ホットラインの一層の活用等を図る。こうした取組みや検査等を通じて、主要行等の融資動向や借手企業の状況についてきめ細かな実態把握を行う。
- ② 借手企業の経営状況や特性等についての日常的な実態把握とそれを踏まえた的確できめ細かな融資判断を行う態勢、営業現場を含め顧客に対して十分な説明を行う態勢、並びに関連するリスクの適切な管理態勢が整備されているか等について重点的に検証する。
- ③ 中小企業庁など関係政府機関等とも連携しながら、緊急保証制度等の企業金融の円滑化に向けた諸施策の適切な活用を促すとともに、主要行等においても、いわゆる目利き能力を的確に発揮することにより、借手企業の状況に応じた経営改善支援や事業再生支援を含め、借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能を積極的に発揮するよう促していく。

### (2) 住宅ローン等へのきめ細かな対応

住宅ローン等個人向け融資についても、下記の点を念頭においた監督に努める。

- ① 顧客の所得環境等が厳しい状況にある中、返済条件の見直し等を含め、顧客の経済状況や生活状況を十分に踏まえた対応を促していく。
- ② 新規融資についても、顧客の将来にわたる無理のない返済を念頭におきつつ、顧客の経済状況等実態に応じたきめ細かな融資判断を通じた資金供給の円滑化を促していく。
- ③ 顧客の理解と納得を得るために、適切かつ丁寧な顧客説明に努めることを求めている。

#### 4. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する取組みである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。

したがって、本事務年度においては、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みを重点的に検証する。

その際、各行の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努める。併せて、金融機関が、短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないかにも注意を払う。

また、必要に応じ、消費者行政を一元的に推進する役割を果たすことが期待されている消費者庁とも協力していく。

##### (1) 情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管理についても、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。こうした観点から、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の適切な整備や、役職員による不正行為(情報漏えい・インサイダー取引等)の防止に向けた職業倫理の強化等に関する取組みを強く促していく。

また、本年6月にファイアウォール規制を見直し、金融機関による自主的な利益相反管理体制の整備を促すプリンシプル・ベースの枠組みを構築したところであるが、これについて顧客利便の向上と利益相反の防止等の両立に向けて的確な対応が図られているか検証する。

##### (2) 顧客への説明態勢の充実等

投資信託、仕組み債及びデリバティブ等のリスク性商品販売において、顧客の立場に配慮した営業推進態勢が構築されているかどうかについて、リスクの所在や特性に関し、顧客が的確な判断を行い得るよう、顧客の属性や経験に応じ、適切かつ柔軟な説明が行われているかといった観点から検証する。

##### (3) 相談・苦情処理態勢の充実

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で適時適切な対応は極めて重要である。こうした観点から、相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップが適切に行われているか等について検証する。

なお、本年6月に成立した改正銀行法には金融ADR制度が盛り込まれていることを踏まえ、主要行等に対し、当該制度の開始に向け必要な準備を行うよう促していく。制度開始前であっても、現行の業界団体等による自主的なADRの枠組みとの関連において、苦情・相談処理態勢等が適切に整備されているかについて検証する。

#### (4) 金融機能の不正利用の防止

利用者の安心の確保に向けて、金融機能が不正に利用されることを防ぎ、被害者への的確な対応を行う態勢が整備されているか、以下の点について検証する。その際、本人確認を適切に実施する態勢、不正の疑いが強い取引を検出して口座を凍結する措置を実施するなど適切な対処を行うためのシステム整備や管理態勢について確認する。

- ① 振り込め詐欺撲滅に向けた対策に努めているか。振り込め詐欺救済法<sup>3</sup>に沿った的確・迅速な被害者救済対応を行っているか。
- ② 偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策に努めているか。預貯金者保護法<sup>4</sup>や銀行業界内の申合せに沿った被害者への補償を的確に行っているか。
- ③ マネー・ローンダリング、テロ資金供与取引の防止に向けて、国内・海外の拠点を通じ、国際的に主要行等に期待される水準の対応がなされているか。
- ④ 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備への取組みがなされているか。

#### (5) 業務の継続性の確保

金融機関のシステムは業務運営の根幹をなすインフラであり、システムの高度化・複雑化に伴い、システム障害の発生による顧客取引への影響は益々大きなものとなっている。主要行等が金融システムにおける中核的な役割を担っていることを踏まえ、各行におけるシステムの継続性について、経営陣による主導性とコミットメントの下で、適切にリスク管理が図られているか確認する。また、新型インフルエンザの流行や地震等に備えた業務継続態勢が構築されているかについても確認する。

(以上)

<sup>3</sup> 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

<sup>4</sup> 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律